



不正改造は道路交通法や 道路運送車両法違反になります！

不正改造車
の使用者

整備命令の発令

▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

不正改造の一例

●基準不適合マフラーの 装着・消音器の取り外し

排気騒音が増大し、沿道住民の
生活環境を脅かし、騒音公害の
原因に繋がります。



●運転者席・助手席の窓ガラス への着色フィルム等の貼付け

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

濃い色の着色フィルムを貼り付け
ることにより、周囲の状況が確認
しにくくなり、大変危険です。



●タイヤ及びホイールの車体 (フェンダー)外へのはみ出し

タイヤ等が車体に接触したり、
ブレーキ構造等と干渉します。
また、車体から突出すること
で、歩行者等に危害を及ぼす
おそれがあり、大変危険です。



●速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し

高速道路における大型トラック
による速度違反での衝突事故は
悲惨な大事故となるおそれがあ
り、非常に危険です。



国土交通省により石川県では6月を

不正改造車を排除する運動強化月間

に設定しています。不正改造には暴走行為等を目的としたものもあり、道路交通の安全や秩序を乱す要因ともなることから、不正改造車に対する社会の認識を十分理解し、不正改造を「しない」・「させない」ようにしましょう。(※本月間に関するお問合せなどは北陸信越運輸局 025-285-9155 まで)

ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全 Journal】

- ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

